

(今回の審査請求の概要)

	審査請求人	申請年月日	指定疾病の区分	原処分年月日	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備 考
1	広島市西区在住 45歳の女性	平18.4.7	肺がん	平19.6.29	平19.7.24	特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給	<b>棄却</b> 亡父の肺がんについて、当審査会自らX線フィルムとCTフィルムを検討した結果、原処分は妥当と認められ、他にこれを覆して請求人の主張を裏付けるに足りる資料もない	死亡者は、審査請求人の父 昭和10年広島市安佐南区で出生 昭和26年以降、左官に従事 死亡年月は平成16年9月(享年68歳)
2	石川県白山市在住 78歳の男性	平18.3.31	肺がん	平19.6.28	平19.8.1	認定	<b>棄却</b> 請求人のかかった肺がんについては、当審査会における画像所見や肺内石綿小体及び石綿繊維の量の検討からも、石綿起因性が認められず、これと同旨の原処分は妥当である	審査請求人は昭和5年大阪府で出生 40年間一般木造建築大工に従事
3	島根県隠岐郡在住 63歳の女性	平18.11.1	中皮腫	平19.7.20	平19.8.24	特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給	<b>棄却</b> 請求人は施行前死亡者の看病や葬儀等のために精神的にも経済的にも尽くされているが、施行前死亡者とは生活費を共通にしていないので、相互訪問や資金援助、看病、介助、葬儀の主催と葬儀代の支払い等の事実をもってしては、法第21条第1項にいう「生計を同じくしていた」との要件を満たしているとは言えない	死亡者は、審査請求人の母 大正15年生 出生地及び職歴は不明 死亡年月は平成16年9月(享年81歳)

	審査請求人	申請年月日	指定疾病の区分	原処分年月日	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備考
4	大阪府八尾市在住 75歳の女性	平18.3.31	中皮腫	平19.7.20	平19.8.24	特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給	<b>棄却</b> X線フィルムを含む関係資料を精査検討しても、請求人の夫が中皮腫に罹患し、これに起因して死亡したとは認められなかった。 加療先の病胃のX線フィルムが処分された等の事情には同情を禁じ得ないが、現存する資料をもって判断するほかない	死亡者は、審査請求人の夫 昭和7年、愛知県東加茂郡で出生 昭和35年から平成12年までプラスチック原料製造に従事 死亡年月は、平成12年9月 (享年68歳)